

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

多良木町は、国民健康保険給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

熊本県 多良木町

## 公表日

令和3年4月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険給付等の事務を行っている。</p> <p>1. 資格管理事務</p> <p>①被保険者の資格取得、喪失、変更等の資格情報の管理</p> <p>②高齢受給者証の負担割合の決定及び証の交付</p> <p>③被保険者の資格証明証等の交付</p> <p>④限度額認定、標準負担額減額認定及び証の交付</p> <p>⑤資格継続事務</p> <p>2. 保険給付事務</p> <p>①高額療養費の支給</p> <p>②慢性腎不全等の特定疾病療養に係る自己負担額の認定及び証の受療証の交付</p> <p>③療養費、移送費の支給</p> <p>④食事療養標準負担額減額の差額支給</p> <p>⑤高額医療介護合算療養費の支給</p> <p>⑥出産育児一時金の支給</p> <p>⑦葬祭費の支給</p> <p>⑧他の法令による医療に関する給付との調整</p> <p>⑨一部負担金の減免申請による審査・決定</p> <p>⑩保険給付の一時差止め</p> <p>⑪熊本県国民健康保険団体連合会との被保険者情報授受及び保険給付の支給決定</p> <p>⑫高額該当回数の引継ぎ事務</p> <p>※なお、平成30年度から都道府県単位で被保険者の資格管理、高額療養費の該当回数引継ぎ等を行うことから準備を行い、平成30年度から本格運用を行う。</p>
③システムの名称	<p>①国民健康保険税システム</p> <p>②国民健康保険システム</p> <p>③滞納管理システム</p> <p>④収納消込システム</p> <p>⑤その他共通基盤システム(庁内連携システム)</p> <p>⑥中間サーバー</p> <p>⑦次期国保総合システム及び国保情報集約システム</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 番号法第9条第1項 別表第一 第30項</p> <p>2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <p>番号法第19条第7項(別表第二)</p> <p>1、2、3、4、5、6、、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、87、88、93、97、106、109</p> <p>※主務省令で定める事務を定める命令</p> <p>第2条、第3条、第4条、第6条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第25条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条</p> <p>【情報照会】(番号法第19条第7項)</p> <p>別表第二</p> <p>42、43</p> <p>※主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>第25条、第25条の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	多良木町住民ほけん課
②所属長の役職名	住民ほけん課長
6. 他の評価実施機関	

なし	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	多良木町総務課 球磨郡多良木町大字多良木1648番地 0966-42-6111
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	多良木町総務課 球磨郡多良木町大字多良木1648番地 0966-42-6111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

